

令和4年第4回尾鷲市議会臨時会会議録

令和4年5月24日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和4年5月24日（火）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第38号 令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第 4 議案第39号 尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 5 議案第38号 令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第 6 議案第39号 尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 7 報告第 5号 公益財団法人尾鷲文化振興会の令和4年度事業計画及び予算について
（報告、質疑）

○出席議員（10名）

1番 南 靖久 議員	2番 小川 公明 議員
3番 濱 中 佳芳子 議員	4番 西川 守哉 議員
5番 村田 幸隆 議員	6番 三鬼 和昭 議員
7番 内山 左和子 議員	8番 中村 レイ 議員
9番 中里 沙也加 議員	10番 仲 明 議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市	長	加	藤	千	速	君
副	市	下	村	新	吾	君
政	策	三	鬼		望	君
総	務	竹	平	専	作	君
財	政	岩	本		功	君
福	祉	山	口	修	史	君
商	工	森	本	眞	明	君
教	育	出	口	隆	久	君
教育委員会生涯学習課	長	平	山		始	君

○議会事務局職員出席者

事	務	局	長	高	芝	豊
事務局次長兼議事・調査係	長	北	村	英	之	
議事・調査係	書記	宮	本	朋	実	

〔開会 午前 9時59分〕

議長（三鬼和昭議員） おはようございます。

これより、令和4年第4回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 本日は大変お忙しい中、令和4年第4回臨時会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今回の臨時会には、議案第38号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」及び議案第39号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」の議案2件と、報告第5号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和4年度事業計画及び予算について」を提出させていただきました。

よろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、10番、仲明議員、1番、南靖久議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日だけにいたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第38号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）」

の議決について」及び日程第4、議案第39号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」の2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました2議案につきまして、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、今回提案しております議案第38号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」及び議案第39号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」の2議案について、説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

まず、議案第38号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」につきまして、説明いたします。

お手元に配付の令和4年度尾鷲市一般会計補正予算書（第3号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,784万3,000円を追加し、これにより、予算総額を105億5,302万7,000円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金1,184万円の増額は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に対する新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金の増額であります。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金1,857万7,000円の増額は、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に対する新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の増額であります。

3目衛生費国庫補助金339万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の増額であります。

15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金403万6,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業補助金の追加であります。

次に、歳出について説明いたします。

12 ページ、13 ページを御覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、3 目財産管理費 154 万 7,000 円の増額は、今回の補正に伴う財政調整基金積立金であります。

3 款民生費、2 項児童福祉費、3 目母子福祉費 1,857 万 7,000 円の増額は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童 1 人当たり一律 5 万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給するもので、総合住民情報システム改修業務委託料 62 万 7,000 円、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）1,750 万円の追加が主なものであります。

4 款衛生費、1 項保健費、2 目予防費 1,926 万 6,000 円の増額は、新型コロナウイルスワクチンの 4 回目接種に係るもので、主なものは予防接種委託料 556 万 6,000 円、冷暖房機器借上料 360 万円及び 15 ページ上段にございます新型コロナウイルスワクチン接種医療事業者派遣事業補助金 403 万 6,000 円の追加等であります。

6 款商工費、1 項商工費、3 目観光費 154 万 7,000 円の減額は、本年度の指定管理期間が短縮となることに伴う、夢古道おわせ指定管理料の減額であります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

5 ページを御覧ください。

追加 1 件は、尾鷲市地域資源活用総合交流施設指定管理料について、来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものであり、期間を令和 5 年度から令和 6 年度まで、限度額を 1,857 万 2,000 円と定めるものであります。

次に、議案書に戻りまして、2 ページを御覧ください。

議案第 39 号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」につきましては、公の施設の指定管理を行うに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者を指定する施設の名称は夢古道おわせ、指定管理者は株式会社熊野古道おわせ、指定の期間は令和 4 年 5 月 24 日から令和 7 年 3 月 31 日までであります。

以上をもちまして、議案第 38 号「令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について」及び議案第 39 号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指

定管理者の指定について」の2議案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許可いたします。

7番、内山左和子議員。

7番（内山左和子議員） 私は、第39号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

まず1点、指定に至る評価の基準についてお答えしてもらえますか。

議長（三鬼和昭議員） 商工観光課長。

商工観光課長（森本眞明君） 議員の御質問にお答えさせていただきます。

指定管理者の選定に関しましては、指定管理者選定委員会におきまして、審査するための基準を設け、こちらは尾鷲市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定、「施設利用者の平等な利用が確保されること。」「事業計画書に基づく事業計画が施設の効用を最大限に発揮するものであること。」などに照らしまして、指定管理者の候補となる団体を選定させていただいているところでございます。

審査をするための基準につきましては、先ほどの条例に基づきまして、施設利用者の平等な利用が確保されること、事業計画書に基づく事業計画が施設の効用を最大限に発揮するものであること、こういったことを重要視しながら選定のほうをさせていただいたところでございます。

議長（三鬼和昭議員） 7番、内山議員。

7番（内山左和子議員） 前回、これ、再度の公募になりますので、前回の評価点との差異というのはあるんですか。

議長（三鬼和昭議員） 商工観光課長。

商工観光課長（森本眞明君） 評価のポイントにおきましては、前回と変わりございません。

議長（三鬼和昭議員） 7番、内山議員。

7番（内山左和子議員） 先ほど選定委員会が開かれたと言われましたが、その選定委員のメンバーというのは公表してもらえませんか。

議長（三鬼和昭議員） 商工観光課長。

商工観光課長（森本眞明君） 選定委員につきましては、条例のほうで決まっております。

ます。

委員長に副市長、政策調整課長、総務課長、財政課長、教育総務課長、担当課でございます私、商工観光課長、6名で選定委員をさせていただきました。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

9番、中里沙也加議員。

9番（中里沙也加議員） 議案第39号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」につきまして、質疑させていただきます。

今回の指定管理者の申請を認めた根拠を教えてください。

議長（三鬼和昭議員） 商工観光課長。

商工観光課長（森本眞明君） こちらの指定管理者に関しましては、公募をさせていただき、広く募ったものでございます。その中で検討された結果、申請者があったというふうに捉えております。

議長（三鬼和昭議員） 9番、中里議員。

9番（中里沙也加議員） すみません。今回の指定管理者の申請を認めた根拠を教えてください。

議長（三鬼和昭議員） 商工観光課長。

商工観光課長（森本眞明君） 選定した部分につきましては、まず、従前に課題となっておりました不適切なもの、こちらのほうに関しましてしっかりと改善していただけたということが前提でございましたが、そちらのほうに関しましては、しっかりと改善していただくというふうに明記させていただいた文書も頂いておりますし、御回答もいただいております。

選定委員会の中におきましても、その改善策について、どういうふうにやっているのかという部分に関しまして再度お尋ねさせていただきまして、履行されているというふうに捉えましたので、問題ないと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 9番、中里議員。

9番（中里沙也加議員） 先日の委員会で皆様が声をそろえて、改善計画書、改善計画をお示しく下さいと言われていたのですが、それに代わるものが以前に商工観光課長が言っていた、措置に対する状況報告というものがそれに当たるという認識でよろしいですか。

議長（三鬼和昭議員） 商工観光課長。

商工観光課長（森本眞明君） はい。おっしゃるとおりでございます。

議長（三鬼和昭議員） 9番、中里議員。

9 番（中里沙也加議員） 最後に、尾鷲市指定管理者制度導入施設におけるモニタリングがありますが、商工観光課に係るこちらの目的と評価委員会の構成委員を教えてください。

議長（三鬼和昭議員） 商工観光課長。

商工観光課長（森本眞明君） モニタリングについても、適正に行われているというふうに捉えております。

メンバー等につきましては、行政常任委員会のほうでお示しさせていただけないかというふうに思っています。

議長（三鬼和昭議員） 9 番、中里議員。

9 番（中里沙也加議員） メンバーは分かりました。目的、こちらの目的を教えてください。

議長（三鬼和昭議員） 商工観光課長。

商工観光課長（森本眞明君） ヒアリングにつきましては、指定管理に関する部分につきまして適正に行われているのか、様々な項目をもって評価しているところでございます。

その点において何点かございますが、そちらに関しましても、行政常任委員会のほうでお示しさせていただけないかなというふうに思っております。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております2議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思いません。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の2議案は、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩をし、付託されました議案の審査をしていただくため、第二・第三委員会室において行政常任委員会を開催していただきます。

なお、委員会終了後、本会議を再開しますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

[休憩 午前 10 時 16 分]

[再開 午後 2 時 55 分]

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第 5、議案第 38 号「令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について」及び日程第 6、議案第 39 号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」の 2 議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

[1 番（南靖久議員）登壇]

1 番（南靖久議員） 委員長報告をさせていただきます。

行政常任委員会に付託になりました議案第 38 号「令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について」、議案第 39 号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」、以上、2 議案につきまして、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

先ほど、市長、副市長並びに関係課長の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第 38 号「令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について」は、採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 39 号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」は、委員会において採決を行った結果、可否同数となり、委員会条例第 17 条の規定により、委員長において可決すべきものと採決をいたしました。

尾鷲市地域資源活用総合交流施設であります夢古道おわせは、古民家を移築活用した地場特産品情報交流センター、海洋深層水活用型温浴施設、夢古道の湯、また、調理加工施設を併設し、世界遺産である熊野古道伊勢路の歴史、文化に関する情報を発信する県立熊野古道センターとの連携は当然のことであり、平成 19 年の設立当初から、互いの相乗効果を生み出すため、温浴による癒やし、また、観る、買う、食べるによる世界遺産熊野古道をはじめとする施設として、来訪者によるにぎわいの創設の場として、本市及び東紀州における集客交流の中核を担う最も重要な施設であることは論をまたないところであります。

尾鷲市市民憲章の中でうたわれている、人と人とのつながりを大切にし、思い

やる住みよい町をつくる一つの手段としても、必要な施設であるものと確信をいたしております。

とりわけ温浴施設に関しましては、みえ尾鷲海洋深層水を活用し、その特性を生かした内風呂、露天風呂を備え、当施設ならではの地域資源を活用した温浴であるとともに、みえ尾鷲海洋深層水を全国に発信する拠点でもあります。

市民及び市外の方々をはじめリピーターの方も多く来館されており、紀勢自動車道尾鷲北インターチェンジ、尾鷲南インターチェンジがつながった現在、大勢の方に尾鷲に来ていただき、観光のための尾鷲の魅力を発信し提供するのに、欠かせない交流施設となっております。

こうした実績は、オープン当初から指定管理者による地道な運営と積極的なPRによるもので、その取組に対して2008年には農商工連携88選に選出され、また、お母ちゃんのランチバイキングといったユニークな取組に対しても、食アメニティコンテスト農林水産大臣賞を受賞するなど、にぎわいの創出を目的とする運営を重ねてきた結果だと捉えているところであります。

しかし、残念ながら臨時休館という事態に陥ったことで、早期の運営の再開を切望する利用者の声を多く聞いているところであります。

執行部としても、今回の件を踏まえ、新年度に入り改めて指定管理者の公募を行い、現地説明会には3社の参加があったようですが、最終的には株式会社熊野古道おわせ1社のみの応募という経過を経て、今回の議案上程に至ったものであります。

本日の委員会においても、当該モニタリング評価調書における、PDCAサイクルが明確に示されていないことや経理項目のチェック体制などについて、厳しい指摘や意見もあったことが現実であります。

今回、議案として上程されている指定管理者においては、令和3年度定期監査等結果報告書において、現金支払いでの領収書がないものや、支出の根拠がなく科目誤りと思われる支出における不明瞭なものが見受けられるなど指摘を受けたものでありましたが、その後、当該監査に係る措置状況報告におきましては、指摘を真摯に受け止め、顧問税理士や経理に精通した金融機関OBを据えるなど、部門別に管理する新たな組織体制の再構築をはじめ、管理体制を強化すると回答をしており、尾鷲の集客交流拠点として早期の運営再開を責任を持って取り組んでいただけるものと捉えておりますが、今後、担当課におきましては、指定管理者に関わる組織上の改善策等の措置内容、会計帳簿等の確認を徹底していただく

ことを行政常任委員会として強く要望をいたしまして、委員長報告とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、委員長報告にかえさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

7番、内山左和子議員。

〔7番（内山左和子議員）登壇〕

7番（内山左和子議員） 私は、議案第39号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」、反対の立場から討論に参加します。

私は、株式会社熊野古道おわせを再び指定管理者として選定することに対し、まず、市民目線で声を上げさせていただきます。

市長は、改善計画書の提出だけではなく、はじめをつけなくてはならないと3月24日おっしゃいました。今回の不祥事に対し、前支配人、つまり、個人にだけ責任を負わした株式会社熊野古道おわせの管理責任に対するはじめはどこに飛んでいったのでしょうか。

社会通念に基づいて考えれば、一般企業の管理責任とは体制の一新、つまり役員総入れ替え、または代表の辞任になるのではないのでしょうか。市民目線で見れば、そういった責任の取り方が市長のおっしゃったはじめではないですか。

まさか、役員報酬が無給だからその対象ではないだろうと思っているなら言語道断です。会社が甘いのか市が甘いのか、両方ですね。今、述べたことが良識ある市民の大半の考えです。

株式会社熊野古道おわせとは、夢古道おわせの指定管理者になるために市民有志が出資し、設立された会社です。役員はほぼ商工会議所メンバーです。

夢古道おわせの観光拠点として売り出すために尽力を尽くしてきた経緯は、私はよく理解しています。市と民間の二人三脚でと声を大きくして言いたいですが、実際は、市も会社も個人に任せっきりにしていたのが現状です。私は夢古道の現

場にいたのでよく分かります。

仮協定を破棄したという報告から公募に至り、今日の議決までの市の一連の流れは、どう考えても株式会社熊野古道おわせを再度公募させる方向であったと思わざるを得ません。

公募の期間は、夢古道の再開に当たり、体制を立て直すための時間だったのでしょうか。新しい企業の参入を頭に入れていたら、公募から現地視察、ヒアリングと慌しく、良識ある企業なら引くでしょう。そして、真剣に夢古道を新たに観光拠点として出発させるなら、監査の指摘にあるように、募集要項を見直し、一からのスタートを目指すでしょう。

募集要項で見直されたことは、熊野古道おわせのモラルに対して項目を増やしただけです。

また、4月8日の行政常任委員会では、副市長が、改善計画について、熊野古道の役員の方に現場に積極的に関わるようアドバイスをしたことも報告されました。

先ほども述べたように、株式会社の設立趣旨や役員メンバーを見たとき、市長が今回のことを厳しく対応すると言いながらも、株式会社熊野古道おわせを切ることはできなかったでしょう。

監査報告においても現金支払いで領収書がないものが複数あり、支出の根拠が不明瞭なため、公の施設の指定管理業務において現に慎むべき不適切なものであり、適切な処理への是正を求めると指摘されております。

しかし、4月8日の行政常任委員会では商工観光課長からは、指定管理料において問題はない、監査の指摘については聞き取り報告を受けて問題はないと確認したと言われましたが、課長の発言自体に問題があるのではないかと感じます。

なぜならば、監査の指摘に対し不適切な点がどのように是正されたのかを聞き取りするのではなく、書面にし、報告するのが市の役割であり、それが市民に対しての説明責任であると思うからです。このような不透明かつ曖昧な状態が、今回の結末を招いたのです。

社会的信用を損なうに値する今回の問題に対し、一個人にだけその責任を押しつけ、会社としての管理責任は取らなかった、つまりはじめもつけられなかった株式会社熊野古道おわせに対し、再度の指定管理はあり得ません。再度の指定管理を任せの場合、市長の姿勢はもちろん、議会のチェック機能、市執行部の信用問題になると確信するので、反対とさせていただきます。

夢古道おわせの施設については、市内外を問わず早期再開を望む声が多いと私も認識しております。しかし、この機会に時間をかけて老朽化などの対策を行い、心機一転、今後に向けての観光拠点として活用できるよう取り組むべきだと考えます。

議員の皆様のご賛同、ここでお願い申し上げます、私の反対討論とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で通告による討論は終わりました。

他に賛成討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 反対討論はございませんか。

8番、中村レイ議員。

〔8番（中村レイ議員）登壇〕

8番（中村レイ議員） 議案第39号、指定管理者の指定について、反対の立場から討論に参加させていただきます。

私は、指定管理者の指定だけでなく、尾鷲市の発注の在り方と選定能力のない発注行為そのものに反対します。

3月24日の委員会で市長は、5回も改善計画書を提出させる、厳しく評価、納得できたらけじめをつけるとの発言がありました。市長及び副市長は、管理者から適切な改善計画書が提出されれば、指定管理業務の再申請も可能と言いました。

4月8日には、公金の不正使用はなかったと課長は言いました。ということは、会計監査委員の会計監査が間違っていたのでしょうか。私は、会計監査の指摘が間違っていたとは思えません。

市長が5年の間、措置すべき指摘事項を放置した結果として、指定管理者の不正使用を招きました。

国や県の事業報告書の書類に不備や公金の不正使用などがあつた場合、罰則規定があります。尾鷲市の条例には、事業報告書の不備や不正使用に関しての罰則規定はありません。なぜ、県や国が設けている罰則規定を尾鷲市は条例に設けないのでしょうか。

副市長は、罰則は協定書に書き込めばいいというようなことをおっしゃいましたが、協定自体も条例で定められており、条例の改定が必要となります。

何を協定書に書き込んだとしても、罰則規定がなければ守る必要はありません。

今後もこのような公金の不正使用には対処できないでしょう。

5月18日に指定管理者が決まったとの説明時に、改善計画は口頭で行われ、了解したとの発言が課長からありました。これっておかしくないですか。改善計画書は書類であり、口頭で伝えるものではありません。

尾鷲市は、本当に日本国に属した地方自治体なのでしょうか。法治国家における行政行為において、文書の伴わない口頭のみ行政行為は存在しませんが、この尾鷲では口頭のみ行政行為がまかり通っているようです。

改善計画書とは、事業計画の悪い点を洗い出し、今後、どのような手順で業務の改善を行うのかを数値化する書類であり、会計管理に対処する対処報告書と同じものではありません。ましてや、執行部が同じだという措置の状況報告書と改善計画書は同じものではないのです。

改善計画書もなく、厳しく判定もせず、再申請は可能だったというわけでしょうか。これってどう考えても変ですよ。

条例の罰則規定改定をする気がない執行部には、そもそも指定管理を発注する能力があるのでしょうか。今年度も、夢古道には予算はついているので、アクアステーションのように直営で運営すべきです。

夢古道の件は氷山の一角にしか過ぎません。問題の核心部分は、毎年、監査委員に指摘されている会計監査の指摘事項全てについて各課に言えることであり、水面下の大きな問題に警告を発している一例にしか過ぎません。

指定管理者に関する条例の改定も行わず、募集内容も改善しない、この安易な募集行為こそが問題なのです。よって、この核心部分を無視した安易な選定を認めるべきではありません。

まず、条例に罰則規定を設ける改定を行い、その間に会計監査で指摘された必要な改修工事を行うべきです。そして、選定能力のない執行部は、直営で運営すべきです。

以上の理由により、この選定行為とその結果に反対します。

どうか皆様の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 賛成討論はございませんか。

10番、仲明議員。

〔10番（仲明議員）登壇〕

10番（仲明議員） 議案第39号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」、私は賛成の立場から討論をいたします。

尾鷲市地域資源活用総合交流施設、夢古道おわせは、本市の地域資源を活用し、県立熊野古道センターと連携をして、地域産業の活性化と集客交流人口の増加を図るとともに、市民の触れ合い、生きがい及びにぎわいの創出の場、また、情報発信の拠点として設置された施設であり、平成19年度の開所から指定管理者である株式会社熊野古道おわせは、深層水温浴施設を主にして全国に情報発信をしてまいりました。

令和3年度定期監査等結果報告書の指摘事項については、措置結果の報告を求めるとし、措置を講じたときは速やかに地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたいと明記をされており、これに基づき、尾監第19号、令和4年4月19日、監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知についてで、株式会社熊野古道おわせは指摘事項に係る措置の状況を詳細に報告し、公表されております。

指摘事項については、総勘定元帳をはじめ、事業収支に係る経理事務の記載不明瞭な点が指摘をされており、措置の状況報告では、全ての管理業務の見直しを行い、新たに専務、取締役を置くとともに、新たな支配人として取締役を充てる、監査役として経理事務に精通した金融機関OBを据えるなど、管理体制の強化を図るための運営組織の再構築を図るとしており、経理事務の具体的な改善策は、経理担当者も2名体制とし、指定管理料の充当先の明確化、支払い簿冊の区分など詳細に報告をされております。

今回のこの熊野古道センターの、センターでなし、この件について、一部議員から氷山の一角ではという言葉がございますが、まさしくこれは言い過ぎではないかと私はこのように思います。

また、4月8日の行政常任委員会では、新たな指定管理者選定に向けてのスケジュールと改めた募集要項が示されており、指定管理者募集要項に基づき公募がなされ、5月11日、プロポーザル方式の選定委員会が行われ、5月12日に株式会社熊野古道おわせと仮協定が締結をされております。

このように、定期監査での指摘事項の措置状況報告も詳細に行われ、新たに募集した指定管理者の公募は1社のみとの報告もあり、既に新たに指定管理者として仮協定が締結をされております。

以上のことにより、議案第39号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」、賛成をするものであります。

議員皆様の御賛同をよろしくをお願いをいたします。

議長（三鬼和昭議員） 反対討論はございませんか。

9番、中里沙也加議員。

〔9番（中里沙也加議員）登壇〕

9番（中里沙也加議員） 私は、議案第39号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」、反対の立場から討論に参加いたします。

現在、休業中の夢古道おわせにおいて、お風呂並びにランチバイキングの再開を待ちわびている方々にとっては、指定管理者が決定し、早急に事業が再開されることは非常に望ましいことだと思われま

すが、今回の指定管理者の決定には釈然としない点がある現状であるため、このまま賛成することはできません。

株式会社熊野古道おわせは、夢古道おわせの開業以来、温浴施設、ランチバイキング、地元特産品販売などで多大な実績を上げてきたこと、尾鷲の観光拠点の一つとして情報発信等に貢献されたことなどは、間違いのない事実でございます。

ですが、今回、令和3年度の監査報告におきまして、科目誤り、領収書の不明なものなど、幾つかにわたり指摘をされています。

現金支払いで領収書がないという監査報告においての指摘内容は、公的な施設では考えられないような注意事項であります。

過去から指定管理料が直接充てられている経費に関して、収支が明確に区分されておらず、判断が難しいものが多数見受けられたとの報告もなされています。

商工観光課長の説明におきましては、指定管理料の不適切な使用はなかったとされていましたが、監査報告書を読みますと、いかにずさんな会計処理が行われていたかと推測させられます。

他方、旅費及び賞与等の支出についても、支出の根拠が確認されないとあるなど、開業以来15年近くたっているのに旅費規定もないのでしょうか。通常に民間企業ならば、考えられないことであります。

会計処理あるいは社員管理がきちんとした形でなされていなかったことは、市としても非常に重く考えなくてはならないことで、同時に、この決算報告を、毎年、株主総会あるいは尾鷲市に提出していたことから、役員、監査役のチェック機能が働いていたのかにも疑問を覚えます。

結果的に、株式会社熊野古道おわせが今まで市や株主に提出していた決算報告は、きちんと精査された上で提出された決算書類ではなかったということが明らか

かとなりました。

尾鷲市の監査報告においては、指定管理の部分、加えて指定管理以外の部分についての経費処理の明確化など、何年も前から指摘されています。

どうして、夢古道おわせは何年にわたってそれを改善してこなかったのでしょうか。なぜ、尾鷲市の監査の指摘を経て、積極的に経理改善を図られなかったのか。たくさんの疑念が残ります。

そんな中、執行部は改善計画を出してもらい、それが適正なら公募を認めるとおっしゃっていましたが、改善の計画書ではなく、措置の状況の文書をそれに当たる書類とされている市の考えにも啞然とさせられます。

どんなにすばらしい改善報告、思いや考え、改善策であっても、しっかりと広く市民の皆様に理解していただける書類を公表しなければ、納得はいただけないと強く思います。

私は、市民目線、生活者目線から鑑みて、このまま株式会社熊野古道おわせが指定管理者となることに関して、反対をせざるを得ません。

再び指定管理者として株式会社熊野古道おわせが選定されるならば、市長はじめ執行部におきましては、先日の委員会で市長は明確な改善計画をしっかりと出して、どの程度どう行動していくのかをちゃんとしてもらう、その対応によって決めるとおっしゃっていましたが、本日の決定までにそれが明確になっているとは思えない書類や内容だったと感じざるを得ない状況です。

一旦、令和4年度からの契約を打ち消したにもかかわらず、改善計画は措置状況の文書で済まし、執行部の今後の指定管理への考えがまだまだ具体的な改善策を出していないままで、市執行部としては、尾鷲市民はじめたくさんの皆様に信頼を失う行為、たくさんの方々への御迷惑をかけたということ、どれをもって反省し改めていくのかという姿勢を示されているのか、議会一員として確認、把握は今の段階ではできません。

協定を結ばなければ細かい事業計画の具体的な話はできないと言っておられましたが、細かい事業計画を熟知されずして選定評価をされた選定委員の皆様にも疑念の思いが消えません。

指定管理、運営の評価項目に、施設利用者の皆様の声を聞いて改善される部分の項目がありますが、この評価内容が本当に利用者の皆様の声を参考にされた評価なののでしょうか。

加えて、今回の募集に際しても、もっと全国から意欲を持った事業者が応募で

きるよう、募集スケジュールをワイドにするなど、より工夫した募集内容にしていただきましたかと思えます。

よって、私は、この議案に対し反対させていただきます。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 賛成討論はございませんか。

2番、小川公明議員。

〔2番（小川公明議員）登壇〕

2番（小川公明議員） 議案39号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

夢古道おわせにつきましては、尾鷲市の地域資源を活用した集客交流拠点として、海洋深層水活用型の温浴施設を中心に、癒やしや憩いの場として尾鷲ならではのここしかない地域資源を活用して運営に取り組んでおり、市内外から多くの方が来館している施設であります。

来訪者は、普通は多い年で市内外から約18万人を超える来館がありますが、昨年、一昨年においては、新型コロナウイルス感染症の拡大によって大きな影響を受けたものの約8万人近くの来館があり、市民の皆様をはじめリピーターの方も多く来館されております。

こうした実績は、オープン当初から指定管理者による地道な運営と積極的なPRによって、にぎわいの創出を目的とする運営を重ねてきた結果と捉えているところでもあります。

また、コロナ禍によって新しい生活様式を求められる中、当地域の唯一無二の観光資源である世界遺産熊野古道や隣接する尾鷲ならではの自然の名所を散策することといったアウトドアに注目が集まっているところでもあります。

そうした観光誘客の方が疲れを癒すため、海洋深層水を活用した夢古道おわせの温浴施設を利用されていることもあり、まさに地域資源を活用した施設であり、尾鷲をPRできる施設でもあると認識しております。

残念ながら、施設は臨時休館の事態に陥ったことで、早期の運営の再開を望む利用者の声を多く聞いているところでもあります。

指定管理者となる株式会社熊野古道おわせにおいては、従前から実績を積み重ねていることを、改めて新しい組織体制をもって、これからも尾鷲の集客交流拠点として、早期の運営再開を責任を持って取り組んでいただけるものと捉えております。

意してください。

4 番（西川守哉議員） すみません。

そういうおかしな時系列があるのに、また、同じ指定管理者に選定をすること自体、異常ですね。この出来レースのような選定、これって市民の皆さんにどう説明するのでしょうか。

一般公募での入札ではなくプロポーザル方式という方法は、一番付度しやすい方法です。申請資格において、法第 244 条の 2 第 1 1 項の規定には、指定を取り消され処分の日から起算して 2 年を経過しない法人でないことが明記されていますが、この点も疑問です。

たとえ仮協定の期間であったにしろ、今まで十数年契約を続けてきているのに何もペナルティーがないこと自体、奇妙な話ですよ。まるで仮協定の期間を狙い監査を行ったような結果に見えてしまうのは、私だけでしょうか。

施設の修繕においても、これまたおかしな内容で、10 万円を超える修繕は市が負担する、それは、蛍光灯の取替えは指定管理者が負担し、高額なサウナは市が負担する、クエスチョンですね。それで、収益が出れば指定管理者が得をする、世に言う坊主丸もうけシステムではないのでしょうか。

新聞では 1 社だけとの報道でしたが、ほかにも 2 社が名のりを上げていたようですが、なぜ参加してもらえなかったのでしょうか。

今回、仮協定を結ぼうとしている指定管理者の役員を見れば、商工会の表立った面々ですから、当然、付度を疑われても仕方ありませんね。

それほど魅力のある事業ならば、私が以前に委員会で提案した、直営での経営をいま一度検討していただきたい。そのときの執行部の返答はハードルが高いとの返答でしたが、ハードルは越えるための試練で、それを達成するのが尾鷲の利益であるならば、それを行うのも執行部の責任なのではないでしょうか。

実際、アクアステーションでは直営でやられていますよね。越えられていますよね、その低いハードル。なぜ夢古道の湯に限り越えられないのか、疑問ですね。

この件に関して、なぜほかの候補者を優先するとか、直営でやるとかなどのハードルを越えないのか。越えられない何か、公にできない何か事情でもあるのでしょうか。これもまた疑問です。

横領を行っても刑事事件にもならず、何のペナルティーも受けない。グレーではなく限りなく黒に近い付度疑惑の指定候補者を選んでしまえば、また、そこには市民の血税が使われることになりますから、市民の声の代弁者の議員として全

く納得できるものではありません。

以上の理由から、直営での経営を考慮して、もう一度議会での議論が必要と考えて、安易に指定管理者を決めることに対しての、事前通達を知らなかった議員の1人として当たり前の権利として申し述べますが、執行部やベテラン議員さんたちの中ではもうストーリーは出来上がっているのでしょうか、無駄な血税を否とする議員の1人として反対討論としますが、どうせ初めに述べたように、議会に事前報告前の時点で内容を知っている議員がいるぐらいですから、執行部内ではもう決まっているでしょうから、賛同は求めません。

以上。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員、討論におきまして、冒頭の言葉遣いとか言論の品位を保つようにお願いします。

それから、一部、議題にそれた表現が使われておりますので、今後、注意してください。

5番（村田幸隆議員） 私、反対討論じゃありませんけど、発言をお許してください。

議長（三鬼和昭議員） 討論ですか。

5番（村田幸隆議員） 討論ではありません。

議長（三鬼和昭議員） 緊急……。

5番（村田幸隆議員） 今の討論に対する抗議です。

議長（三鬼和昭議員） 緊急動議ですか。

5番（村田幸隆議員） 緊急動議。

議長（三鬼和昭議員） 他に賛成する人、賛成する議員いますか。

（挙 手）

議長（三鬼和昭議員） 賛成議員がいるということで、暫時休憩いたします。

暫時休憩して議会運営委員会を開いていただきます。

〔休憩 午後 3時39分〕

〔再開 午後 5時37分〕

議長（三鬼和昭議員） 次に、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

議事の都合により会議を延長したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決しました。

まずもって討論につきまして、これをもって討論を終結いたします。

討論を解いていなかったもので、報告させていただきます。

先ほどのここで西川議員から本日の会議における発言について、別紙、取消し申出がありましたのでお諮りいたします。

発言というのは、別紙にございますように、「監査結果が3月18日付で」というところから、「すみません。個人名を出してしまいました。」とありますように、内容とか発言が関連がございますので、私のほうから西川議員にはこの部分を削除するように示唆させていただいておって、本人に了解をしていただいております。ので、別紙、発言取消申出書のとおり、発言取消しをお諮りしたいと思います。

この西川議員からの発言取消しの申出を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 御異議なしと認めます。よって、西川議員からの発言取消しの申出を許可することにいたしました。

これより採決を行います。

最初に、日程第5、議案第38号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算(第3号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(三鬼和昭議員) 挙手多数。

挙手多数です。よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第39号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(三鬼和昭議員) 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、報告第5号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和4年度事業計画及び予算について」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告第5号につきましては、朗読を省略し、直ちに

説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、報告案件について説明いたします。

議案書の3ページを御覧ください。

報告第5号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和4年度事業計画及び予算について」につきましては、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（平山始君） それでは、報告第5号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和4年度事業計画及び予算について」につきまして、説明いたします。

令和4年度事業計画及び予算の1ページを御覧ください。

公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには、設立目的や基本財産、事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

次に、2ページを御覧ください。

尾鷲文化振興会の基本方針を記載させていただいております。

次に、3ページ、4ページには、令和4年度事業計画として、理事会の開催予定及び評議員会の開催予定をそれぞれ記載しております。

次に、5ページを御覧ください。

本年度の自主事業計画ですが、音楽コンサートやせぎやま倶楽部の文化芸術展や発表会、共催事業として教育文化事業及び第35回全国尾鷲節コンクール、その他講演会や映画会などを中心とした計画となっております。

次に、7ページを御覧ください。

収支予算書であります。

まず、収入の部では、主なものといたしましては、基本財産運用益1万円で、これは定期預貯金利息収入であります。

事業収益844万2,000円は、入場料等収益294万2,000円、貸館利用料収益540万円が主なものであります。

予算増額の主な要因は、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、年度当初の4月から7月の3か月において事業計画を立てることができませんでし

たが、今年度は年間を通じて事業を実施する予定であり、事業収益の入場料等収益及び貸館利用料収益の増加が見込まれることによるものであります。

次に、管理受託収益が4,787万2,000円、これは尾鷲市との指定管理に基づく会館の管理受託収入であります。

収入の部、合計は5,632万9,000円であります。

次に、8ページを御覧ください。

支出の部、事業費であります。

このうち主なものは、給料手当490万2,000円は、館長職職員1名分の給料、臨時雇用賃金836万8,000円は職員3名分、福利厚生費215万5,000円は職員4名分の社会保険事業主負担分であります。

光熱水費951万5,000円は会館の電気代及び水道代、賃借料93万4,000円は映画上映賃借料等であります。

委託費1,833万7,000円は自主事業公演委託費等で、予算増減の主な要因は、自主事業において著名人のコンサート等の事業を計画することにより、事業費の公演料に係る委託費が増額となったことによるものであります。

手数料211万円は、浄化槽保守点検等であります。

事業費予算合計は4,972万4,000円であります。

次に、9ページを御覧ください。

管理費のうち主なものは、臨時雇用賃金284万2,000円は職員1名分の賃金、委託費129万3,000円は会館保守管理業務委託費であります。

管理費予算合計は659万円であります。

支出の合計は5,631万4,000円となり、前年度と比較しますと、547万7,000円の増額となります。

10ページから11ページは、正味財産増減計算ベースでの収支予算書であります。

以上をもちまして、報告第5号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和4年度事業計画及び予算について」の説明とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

1番、南靖久議員。

1番（南靖久議員） 参考までに教えていただきたいんですけども、事業計画書の

3 ページの、11月、第35回尾鷲節コンクールという予定がされていますよね。

いろんな準備の関係上、全国に発信せんなんということで、これの最終的な尾鷲節コンクールを実施するしないの決める月ですね、余裕を持ってやっぱりある程度は準備期間もあるということで、その判断はいつ頃される予定ですか。参考までに教えていただきたいんですけど。

議長（三鬼和昭議員） 南議員、文化会館の直接の事項じゃなくて、貸し館ですので、この際、商工観光課長に答弁、説明願います。

商工観光課長。

商工観光課長（森本眞明君） 尾鷲節コンクールにつきましては、当初予算のほうにも実行できるものとして計上させていただいたところでございます。

現状で、尾鷲節コンクールを開催するの可否かという部分について検討段階に入っております、なるべく準備のほうもでございます。参加される方のアナウンスもでございます。ですので、できるだけ早期に判断をさせていただきたいというふうに、実行委員会とも打合せを進めている状況でございます。

議長（三鬼和昭議員） 1番、南議員。

1番（南靖久議員） 準備の都合上、できるだけ早期に判断したいという答弁をいただいたんですけども、大体、めど的には何月頃なの。例えば6月の中旬だとか下旬だとかいった、そこまでのめどは立っていないわけですか。

議長（三鬼和昭議員） 商工観光課長。

商工観光課長（森本眞明君） 昨年におきましては、参加者の準備がしていただける方、これを重要視させていただいて、早めのちょっと中止のほうの案内をさせていただいたところございまして、今回に限りましては、状況のほうも昨年とは変わってきております。

ですので、できるだけ早い時期、御案内等はさせていただく都合もございまして、できるだけ早くさせていただきたいというふうに、申し訳ございません、させていただきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 1番、南議員。

1番（南靖久議員） 何回もくどいようですけども、できるだけ早い時期って5月か6月か7月か、僕、まるっきり判断できんがな。ある程度、めどを立ててもらわんことには。そういう答弁では納得できないよ、本当に。えらいすみませんけど。

議長（三鬼和昭議員） 商工観光課長、いつも業務でやっておられるので、具体的な

数字をめぐり……。

商工観光課長。

商工観光課長（森本眞明君） 大変申し訳ございません。

できるだけ早い時期というのは、6月いっぱいをめどにさせていただきたいというふうには考えております。

1番（南靖久議員） 分かりました。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

本臨時会に提出いたしました、議案第38号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」及び議案第39号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」の議案2件と、報告第5号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和4年度事業計画及び予算について」、原案のとおり御承認いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

なお、審議の中においていただきました御指摘、御意見につきましては、留意の上、市政運営に努めてまいります。

簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 本日1日御苦労さまでした。

これをもって、令和4年第4回臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午後 5時50分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 和 昭

署 名 議 員 仲 明

署 名 議 員 南 靖 久